

第百十一号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年五月七日」に改め、「（以下「失効する日」という。）」を削り、同項ただし書中「失効する日前に前項」を「同日までに同項」に、「失効する日以後」を「同日後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当に関する措置の期限を改める必要がある。